

組立説明図				部品(パーツ)	
JISQ1011:2009				JISA5308:2009	
原材料名	原材料の品質	受入検査方法	保管方法	品質基準	検査基準
2.骨材	2' JIS A 5308の附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)に適合するもの	2'' 受入検査方法は、表A.2.1による。電気炉酸化スラグ骨材については、製造工場から直接納入されている確認する。なお、JISマーク品以外の碎石、砕砂、スラグ骨材(電気炉酸化スラグを除く。)及び人工軽量骨材、砂利及び砂については、次による。 a) 新たな骨材製造業者(納入業者を含む)と購入契約を行うとき、及び産地変更を行う場合には、申請者の工場又は”公平であり妥当な試験データ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者試験”(1)の試験成績表(2)によって品質を確認する。 b) 購入契約以降は、表A.2.1によって品質を確認する。	2'''人工軽量骨材の場合には、含水率を管理する。	7.2 骨材 骨材は、附属書Aに適合するものを用いる。ただし、再生骨材Hは普通コンクリート及び舗装コンクリートに適用する。また、各種スラグ粗骨材は、高強度コンクリートには適用しない。 なお、附属書Aに規定する碎石、砕砂、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉スラグ細骨材、砂利及び砂を使用する場合は、B3、B4及びB5に規定するアルカリシリカ反応抑制対策のいずれかを講じなければならない。 また、再生骨材Hを使用する場合は、B4またはB5の抑制対策を講じなければならない。  附属書A A.4 碎石及び砕砂 碎石及び砕砂はJIS A 5005の規定によるほか、次による。 a) 碎石 1) 粒の大きさが40mmを超える範囲のものを含む区分の碎石は対象外とする。 2) 碎石4020、<中略>、碎石1005は、混合して使用するものとし、混合した粒度は碎石4005、碎石2505または碎石2005の規定を満足するものでなければならない。 3) 舗装コンクリートに用いる<中略>、すりへり減量が35%以下、<中略>、軟らかい石片の含有量が5.0%以下のものでなければならない。 b) 砕砂 舗装コンクリート及びコンクリートの表面がすりへり作用を受けるものに、<中略>、 <u>微粒分量が5.0%以下のものを用いなければならない。</u>  A.9 骨材を混合して使用する場合 骨材を混合して使用する場合は、A.3 d)によるほか、次の規定を満足しなければならない。また、あらかじめ混合した骨材を用いる場合には、混合前の各骨材の種類及びそれらの質量混合割合を、レディーミクストコンクリート配合計画書の骨材の“産地又は品名”欄に記載しなければならない。  A.9.1 同一種類の骨材を混合して使用する場合 混合後の骨材の品質がA4、A5、A6、A7、又はA8の規定に適合しなければならない。ただし、混合前の各骨材の絶対密度、吸水率、安定性及びすりへり減量については<中略>の規定に適合しなければならない。  A.9.2 異種類の骨材を混合して使用する場合 混合前の骨材の品質が、塩化物量及び粒度を除いて、A4、A5、A6、A7、又はA8の規定に適合しなければならない。混合後の骨材の塩化物量及び粒度は、次による。 a) 塩化物量 混合後の骨材の塩化物量は、A.8.c)の規定に適合しなければならない。 b) 粒度 混合後の骨材の粒度は、A.8.b)の規定に適合しなければならない <sup>1)</sup> 。 0.15mmふるいを通るものの質量百分率(%)は、次による。 1) 砕砂、再生細骨材H又は砂を混合して使用する場合 1.1) あらかじめ各骨材を混合したのものを用いる場合は、混合後の細骨材に対し2~10%とする。 1.2) コンクリート製造時に各骨材を別々に計量して用いる場合は、混合後の細骨材に対し2~15%とする。ただし、いずれの場合も砂から供給される0.15mm通るものの質量百分率(%)の値は、混合後の細骨材に対し10以下でなければならない。 2) 砕砂、再生細骨材H若しくは砂、又はこれらの混合物にスラグ細骨材を混合して使用する場合 2.1) あらかじめ各骨材を混合したのものを用いる場合は、混合後の細骨材に対し2~10%とする。 2.2) コンクリート製造時に各骨材を別々に計量して用いる場合は、混合後の細骨材に対し2~20%とする。ただし、いずれの場合も砕砂及び砂から供給される0.15mm通るものの質量百分率(%)の値は、混合後の細骨材に対し、砂にあっては10%以下、砕砂及び再生骨材Hにあっては15%以下でなければならない。  注 <sup>1)</sup> 密度差が大きい骨材を混合したものの場合には、各ふるいを通るものの絶対容積の分率(%)が表A.3に質量分率(%)で示されている値の範囲にあるがよい。	A.10 試験方法 a) JIS A 1102 b) JIS A 1103 c) JIS A 1104 d) JIS A 1105 e) JIS A 1109 f) JIS A 1110 g) JIS A 1121 h) JIS A 1122 i) JIS A 1126 j) JIS A 1134 k) JIS A 1135 l) JIS A 1137 (ただし、試料は、JIS A 1103による洗い操作を行ったものを用いる) m) JIS A 1141 n) JIS A 1142 o) JIS A 1143 p) JIS A 1145 q) JIS A 1146 r) 骨材の塩化物量試験方法は、JIS A 5002の5.5(塩化物)の規定による。ただし、普通骨材の試料の量は、1000gとする。